

(第81号議案)

中野区災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例について

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する政令が改正された。これに伴い、東日本大震災の被災者に適用される災害援護資金の特例措置について規定している「中野区災害弔慰金の支給等に関する条例」の一部を改正する。

1 一部改正の内容

特例措置について規定している付則を削除する。

2 改正の趣旨

中野区災害弔慰金の支給等に関する条例では、条例の付則において、災害援護資金の特例措置のための東日本大震災の被災者を定義しているが、その該当する条文が国の政令改正により繰り上がったため、条例改正の必要が生じたものである。

この条例改正で削除する付則は、東日本大震災の被災者への災害援護資金に関する利率、償還期間などを規定しているものであるが、これまでに貸付実績がない。

また、東日本大震災関連貸付の新規貸付について、国は、岩手県、宮城県、福島県、仙台市に限定しており、区として東日本大震災に関する災害援護資金は終了したことから、条例の該当する規定、付則を削除することとした。

3 施行時期

公布の日

中野区災害弔慰金の支給等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条～第23条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日以後に生じた災害に関して適用する。</p> <p>別表 (略)</p> <p>附 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第23条 (略)</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、公布の日から施行し、昭和49年9月1日以後に生じた災害に関して適用する。</p> <p>2 <u>東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号。以下「平成23年特別法」という。）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者で東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第14条第1項に定めるものに対する援護資金の貸付けに係る第15条第2項及び第17条第1項の適用については、第15条第2項中「年3パーセント以内で規則で定める率」とあるのは「年1.5パーセント」と、第17条第1項中「10年」とあるのは「13年」と、「3年」とあるのは「6年」と、「5年」とあるのは「8年」とする。</u></p> <p>3 <u>前項の援護資金の貸付けに係る償還免除については、第18条の規定にかかわらず、平成23年特別法第103条第1項の規定により読み替えられた法第14条第1項の規定によるものとする。</u></p> <p>別表 (略)</p>